(2)　(1)に掲げる事由のほか、当該紛争の当事者間に指定紛争処理機関による紛争処理によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

3

㈠　自動車事故対策事業の創設

政府は、自動車事故対策事業として、第七二条第一項に規定する自動車損害賠償保障事業及び㈡に規定する被害者保護増進等事業を行うこととした。（第七一条関係）

㈡　政府は、被害者保護増進等事業として、次の業務を行うこと等とした。（第七七条の二関係）

(1)　被害者の療養を行う施設の設置及び運営、被害者の療養生活の援護、被害者の受ける介護の援護その他の被害者の保護の増進を図るために必要な業務

(2)　道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業に従事する者に対する運行の安全の確保に関する事項の指導、自動車事故の発生の防止に資する機器及び装置の導入の促進その他の自動車事故の発生の防止を図るために必要な業務

㈢　国土交通大臣は、被害者保護増進等事業の安定的かつ効果的な実施を図るため、被害者保護増進等事業の実施に関する事項を定めた計画（以下「被害者保護増進等計画」という。）を作成すること等とした。（第七七条の三第一項及び第二項関係）

㈣　国土交通大臣は、被害者保護増進等計画を作成するときは、あらかじめ、被害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、財務大臣に協議しなければならないこととした。（第七七条の三第三項関係）

㈤　保険会社等は、㈠に規定する自動車事故対策事業に必要な費用に充てるため、国土交通省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車事故対策事業賦課金として政府に納付しなければならないこととした。（第七八条関係）

4

罰則の追加

第二三条の一七第四項又は第二三条の二一第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした場合には、その違反行為をした者は、三〇万円以下の罰金に処することとした。（第八八条第三号関係）

二　特別会計に関する法律の一部改正関係

1

㈠　自動車安全特別会計の目的及び勘定区分

自動車安全特別会計は、自動車事故対策事業及び自動車検査登録等事務に関する政府の経理を明確にすることを目的とすることとした。（第二一〇条第一項関係）

㈡　自動車安全特別会計は、自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定に区分することとした。（第二一二条関係）

2

自動車事故対策勘定の基金

自動車事故対策勘定においては、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第四項の規定によりこの勘定に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額（同法第二条の規定による改正前の附則第五五条第一項に規定する自動車事故対策計画に基づく交付等に係るものに限る。）に相当する金額をもって基金とすること等とした。（第二一二条の二及び第二一八条関係）

3

自動車事故対策勘定の積立金

自動車事故対策勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、被害者保護増進等計画を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てること等とした。（第二一八条の二関係）

三　施行期日

この法律は、一部を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

◇児童福祉法等の一部を改正する法律（法律第六六号）（厚生労働省）

一

1　市町村による包括的な支援のための体制の強化等に関する事項

㈠　市町村（特別区を含む。以下同じ。）の業務として、児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童及びその保護者、特定妊婦等に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うものとした。（第一〇条第一項第四号関係）

㈡　市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならないものとし、当該センターは、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とするとともに、家庭からの相談に応ずること、㈠の計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと、関係機関との連絡調整、児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を円滑に行うための体制の整備等の業務を行うほか、㈢の地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとした。（第一〇条の二関係）

㈢　市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所等であって、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この㈢において同じ。）の整備等に努めなければならないものとし、地域子育て相談機関は、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報提供を行うよう努めなければならないものとした。（第一〇条の三関係）

㈣　保育所は、地域の住民に対して、その行う保育に関し情報の提供を行わなければならないものとした。（第四八条の四第一項関係）

2

児童等に対する支援の充実等に関する事項

㈠　障害児通所支援に関する事項

(1)　肢体不自由のある児童を支援の対象とした医療型児童発達支援について全ての障害児を対象とする児童発達支援に一元化するものとした。（第六条の二の二第二項関係）

(2)　放課後等デイサービスの対象となる障害児に、専修学校等に就学している障害児のうち、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長（特別区の区長を含む。）が認める者を加えるものとした。（第六条の二の二第三項関係）

(3)　児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設であることを明確化するものとした。（第四三条関係）

㈡　児童自立生活援助事業の対象者に関する事項

児童自立生活援助事業について、事業の実施場所を拡充するほか、満二〇歳以上の措置解除者等であって政令で定めるもののうち、大学の学生であることその他のやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたものを対象とするものとした。（第六条の三第一項関係）

㈢　都道府県又は市町村等による事業の実施等に関する事項

(1)　新たに創設する事業

イ　親子再統合支援事業とは、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。（第六条の三第一六項関係）

ハ　意見表明等支援事業とは、4の㈡の意見聴取等措置の対象となる児童の入所の措置又は一時保護等の措置（3の㈣及び4において「入所措置等」という。）を行うことに係る意見又は意向及